

平成30年1月15日

タクシー事業者に対して行政処分を行いました

～ 運行管理者不在期間の違反があった事業者へ事業停止30日間を命令 ～

広島運輸支局では、広島県のタクシー事業者である有限会社東和交通の広営業所に対し、関係機関からの通報を端緒として、平成28年に2回の監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令の違反が認められたことから、同法第40条の規定に基づき、下記のとおり、同社営業所に対し30日間の事業停止の命令等を行いましたので、お知らせします。

記

1 行政処分年月日：平成30年1月12日（処分権者：中国運輸局長 かわなか くにお 川中 邦男）

2 事業者名：有限会社東和交通（代表取締役 かんだ けんじ 神田 健治）
（法人番号 9240002033503）

住 所：広島県呉市海岸1丁目7番8号

処分対象営業所：広営業所（広島県呉市広町字文化新開1071番地1）

3 行政処分の内容

（1）広営業所に係る事業停止 30日間（平成30年1月15日から同年2月13日）

（2）事業用自動車の使用停止 43日車（3両×10日、1両×13日）

（平成30年2月14日から同年2月23日：3両×10日）

（平成30年2月14日から同年2月26日：1両×13日）

- ・運行管理者が全く不在であった期間があったことについて道路運送法第23条第1項の規定に違反したため、公示基準に基づき、広営業所（配置車両数10両）を30日間の事業停止とする。
- ・上記事業停止期間終了日翌日より延べ43日間、事業用自動車4両を使用停止処分とする。

4 違反の内容：別紙のとおり

5 違反点数付与状況：35点（累積点数38点）

【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当者：かたおか ふくはら 片岡、福原

TEL:082-228-3460

FAX:082-228-3452

広島運輸支局 自動車運送事業監査室

担当者：はしもと いわなり 橋本、岩成

TEL:082-233-9167

FAX:082-295-3508

【資料配付先】JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、広島県政記者クラブ、

【違反の内容】

1. 運行管理者を選任していなかった。
（道路運送法第23条第1項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項）
2. 点呼を確実に実施していなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24第1項、第2項）
3. 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）
4. 乗務員の健康状態を適切に把握していなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項）
5. 運行管理者の解任の届出をしていなかった。
（道路運送法第23条第3項）
6. 乗務等の記録の記録事項に不備があった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第25第3項）
7. 整備管理者の変更の届出をしていなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第45条各号列記以外の部分）
（道路運送車両法第52条）

【参 考】最近の事業停止処分状況（中国運輸局管内のタクシー関係）

※今回の処分を除く

	事業停止 3日間	事業停止 7日間	事業停止 10日間	事業停止 14日間	事業停止 30日間	年度合計
平成25年度	0	0	0	0	0	0件
平成26年度	0	0	0	0	4件(※)	4件
平成27年度	0	0	0	0	0	0件
平成28年度	0	0	0	0	0	0件
平成29年度	0	0	0	0	0	0件

(※)平成26年度に事業停止30日が4件となっていることについては、事業者2社が、それぞれ運行管理者不在で事業停止30日及び整備管理者不在で事業停止30日となったもの。